

## 新型インフルエンザ発生に伴う中小企業経済対策について

新型インフルエンザの発生により、旅館等観光業を中心とした市内の中小企業は売り上げが激減し、経営の安定に支障をきたしている状況である。

この風評被害対策として、中小企業への融資制度・利子補給制度の拡充等の経済対策を実施する。合わせて、融資・雇用制度説明会を開催する。

### 1. 豊岡市中小企業融資制度の拡充

(1) 拡充実施期間 平成 21 年 6 月 22 日～平成 22 年 3 月 31 日（申請受付）

(2) 制度拡充内容 下記の赤字記載部分

#### 豊岡市中小企業融資制度

対象者	市内に 1 年以上事業所を有し、同一事業を引き続き 1 年以上営んでいる者 市内に 1 年以上居住し、市内に主たる事業所を有する者 市内に 1 年以上居住し、市内に主たる事業所を開設しようとする者 上記 のいずれかに該当し、市税を滞納していない中小企業者又は組合等	
名 融 資 条 件	資金	短期融資
		長期融資
		設備資金及び運転資金
融資限度額	2,000 万円	2,000 万円
融 資 利 率	1.5% / 年	5 年以内 2.1% / 年 10 年以内 2.3% / 年 <b>（据置なし うち据置 1 年以内）</b>
融 資 期 間	1 年以内	
融 資 方 法	取扱金融機関の定めるところによる。	
信 用 保 証	取扱金融機関が必要と認めるときは、兵庫県信用保証協会の保証（兵庫県保証協会の保証期間は 7 年以内 <b>10 年以内</b> ）を付する。保証料は、借受人の負担とする。	
担 保	無担保とする。ただし、取扱金融機関又は兵庫県信用保証協会が必要と認めるときは、担保を徴することができる。	
保 証 人	取扱金融機関が必要と認めるときは、連帯保証人 1 名以上必要とする。	

### 2. 豊岡市中小企業融資利子補給制度の拡充

(1) 拡充実施期間 平成 21 年 6 月 22 日～ 9 月 30 日（申請受付）

(2) 制度拡充内容 下記の赤字記載部分

#### 豊岡市中小企業融資利子補給制度

対象者	(1) 豊岡市中小企業融資を受ける中小企業者等で最近 6 箇月のうち、連続する 3 箇月間の売上高又は粗利益が前年同期と比べて 3% 以上減少している場合  (2) <b>新型インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近 1 ヶ月間の売上高等が前年同月に比して 3% 以上減少しており、かつ、その後 2 ヶ月間を含む 3 ヶ月間の売上高等が前年同期に比して 3% 以上減少することが見込まれる中小企業者</b>
-----	--

利子補給率	対象者欄(1) 短期・長期融資 1.0%/年 対象者欄(2) 短期融資 1.5%/年
利子補給期間	対象者欄(1) 短期融資：1年以内 長期融資：3年以内 対象者欄(2) 短期融資：1年以内
実施期間	平成20年10月1日～平成21年9月30日

### 3. 経済危機・新型インフルエンザ対策 融資・雇用制度説明会の開催

(1) 日 時 平成21年6月25日(木) 午後1時30分～3時30分

(2) 場 所 じばさん但馬 2階 第1交流センター

(3) 内 容

雇用調整助成金等に関する制度説明	ハローワーク豊岡
最近の中小企業向け金融動向、保証制度説明	兵庫県信用保証協会
兵庫県の融資・雇用制度説明	兵庫県但馬県民局
豊岡市の融資制度等説明	豊岡市経済部商工課